

行政代執行に係る産業廃棄物の排出事業者に対する措置命令及び
特例納付命令の公表等の特例に関する要綱

- 1 行政代執行に係る産業廃棄物の排出事業者に対する措置命令又は特例納付命令が履行され、又は履行に相当する措置が講じられた場合においては、千葉市産業廃棄物の処理に係る不利益処分等の公表等に関する要綱（平成23年9月13日環境局長決裁）第5条（公表等の追記）の規定にかかわらず、同要綱第6条第1項各号（公表等の差替え等）に掲げる措置を講ずることができるものとする。この場合においては、同要綱第7条第3号中「履行された日」とあるのは「履行された日又は履行に相当する措置が講じられた日」と読み替えて、同号を適用する。
- 2 前項前段の規定は、行政代執行に係る産業廃棄物の排出事業者に対する措置命令又は特例納付命令の履行に相当する措置を分割して講ずる計画を市長があらかじめ承認した場合において、排出事業者が当該計画の履行を怠っていないときについて準用する。

附 則 [平成24年7月18日施行]

- 1 この要綱は、環境局長決裁の日から施行し、平成24年7月1日以後に履行され、又は履行に相当する措置が講じられた行政代執行に係る産業廃棄物の排出事業者に対する措置命令又は特例納付命令について適用する。
- 2 千葉市産業廃棄物の処理に係る不利益処分等の公表等に関する要綱第7条第3号中「及び措置命令」を「、措置命令及び特例納付命令」に改める。

附 則 [平成24年9月25日施行]

- 1 この要綱は、環境局長決裁の日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の行政代執行に係る産業廃棄物の排出事業者に対する措置命令及び特例納付命令の公表等の特例に関する要綱（次項において「新要綱」という。）第2項の規定は、平成24年8月28日以後に同項に定める計画の一部が履行された行政代執行に係る産業廃棄物の排出事業者に対する措置命令又は特例納付命令について

適用する。

- 3 この要綱による改正前の行政代執行に係る産業廃棄物の排出事業者に対する措置命令及び特例納付命令の公表等の特例に関する要綱本則の規定により講じられた措置は、新要綱第1項の規定により講じられた措置とみなす。